

# 調理師法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要について

令和8年2月6日  
健康づくり支援課

千葉県調理師試験について、令和8年度から、調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項に規定する指定試験機関である公益社団法人調理技術センターに調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部を委任する予定であることから、以下のとおり調理師法施行細則（昭和34年千葉県規則第29号）の一部を改正するものです。

## 1 改正の趣旨

調理師法施行細則では、千葉県が試験事務を行う場合における調理師試験の受験手続等を定めているところであるが、指定試験機関に試験事務を委任した場合、当該試験事務については、指定試験機関が定める試験の実施に関する規程により試験事務が行われることになる。

現在は試験事務の一部を委任しているものの、委任している事務は試験問題の作成や当日の運営等に限られているため、現行の調理師法施行細則に抵触するものではなかった。

しかし、令和8年度から試験事務の全部を委任することから、指定試験機関に試験事務の全部又は一部（受験手続）を委任する場合にも対応できるよう、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の概要

- ・試験実施の公示（第5条）に関し、指定試験機関に試験事務の全部を委任する場合は当該規定によらないこととする。
- ・受験手続（第6条）に関し、指定試験機関に試験事務の全部又は一部（受験手続）を委任する場合は当該規定によらないこととする。
- ・その他所要の規定の整理を行う。

## 3 施行予定日

令和8年4月1日